

郡山市一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画

（概要版）



2018年4月
郡山市

1 策定の趣旨

郡山市では2008年に策定した「ごみ処理基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な廃棄物の減量や3Rの取り組みを推進してまいりました。今後は、更なるごみの減量や資源有効利用の推進及び環境に優しいごみ処理体制の確立、循環型社会に向けた施策を推進するとともに、市民、事業者、行政が協働で適切な役割分担のもと環境への負荷を低減することに努め、環境の保全に向け循環型社会の実現に寄与できるよう、「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行いました。

2 基本理念及び基本方針

資源が循環するまちづくり

基本方針 1

● 資源の循環的利用

将来にわたって持続的な社会を形成するため、ごみの3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】、再生利用【リサイクル】）を基本として、市民・事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

基本方針 2

● 廃棄物の適正処理

ごみを適正に処理するための一連のシステムを安定かつ継続的に運用するため、施設の適正な維持・監理に努めてまいります。

3 計画期間

2018年度を計画初年度、2027年度を目標年度とした、10ヶ年計画とします。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

4 基本目標

環境への負担の低減という観点から、一人一日あたりごみ排出量を910gまで削減し、再生利用率を26%に向上させることを目標とします。

基本目標	現状（2016年度）	目標（2027年度）
一人一日あたりごみ排出量	1, 141 g	910 g
再生利用率	10.3%	26.0%

5 重点施策

基本目標を達成するための施策は、以下のとおりです。

重点施策 1

● 生活系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進

- (1) 生ごみの減量・資源化への対応
- (2) 減量行動の推進
- (3) 分別の徹底

重点施策 2

● 事業系可燃ごみの減量・資源化への取り組みの推進

- (1) 環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進
- (2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援
- (3) 店頭回収、リサイクルへの協力

重点施策 3

● 循環型社会実現に向けての取り組みの展開

- (1) 市民の意識高揚と減量行動の推進
- (2) 事業者の意識啓発の推進
- (3) 事業系ごみの減量化施策

重点施策 4

● 適切なごみ処理体制の充実

- (1) 収集・処理体系の向上
- (2) 3R推進の向上
- (3) 計画的な中間処理施設・最終処分場の運営
- (4) 環境に配慮した運営管理体制の確立

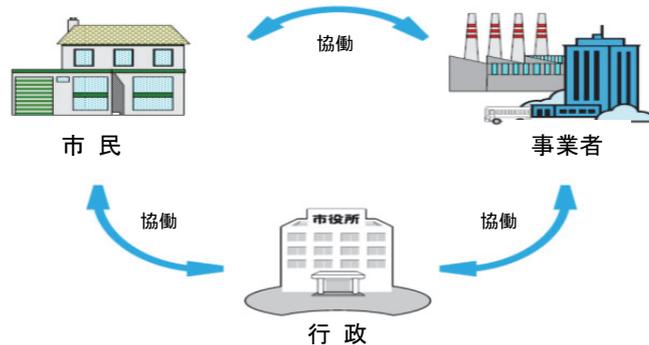
重点施策 5

● 指導・監視体制の充実

- (1) 不適正処理への指導・監視
- (2) 不法投棄対策
- (3) 野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視
- (4) 新技術の調査・検討

6 市民・事業者・行政の役割

計画の推進には、市民・事業者・行政が協働のもと、それぞれの役割に取り組むことが必要です。



それぞれの役割の具体例は、以下のとおりです。

市民の役割の具体例

(1) 生ごみの減量・資源化への対応

■ 食材の適量使用

⇒ 余計な食材は購入を控え、食べきれぬ量の食事を作りましょう。

■ 生ごみの肥料化

⇒ 生ごみ処理容器を活用しましょう。

■ 水切り運動の実施

⇒ 生ごみは十分に水切りをしましょう。

(2) 減量行動の推進

■ マイバックの利用や不要な包装やレジ袋の辞退

⇒ マイバックを持参し、レジ袋は辞退しましょう。

■ 詰め替えや繰り返し使用できる製品の購入

⇒ リユースしやすい商品、長期間使用できる商品、詰め替え商品などを購入しましょう。

■ フリーマーケットやリサイクルショップ等の利用

⇒ リサイクルに関する情報発信拠点やホームページ等を活用し、積極的なリサイクル運動へ参加や協力をしましょう。

■ 自治会等の集団資源回収の実施や積極的な利用

⇒ 自治会等の集団資源回収へ積極的に参加しましょう。

■ 店頭回収への積極的な利用

⇒ 商業施設等での店頭回収に協力をしましょう。

(3) 分別の徹底

■ 資源物の更なる分別

⇒ ごみ分別を徹底しましょう。

■ 地域による見回りの徹底

⇒ 違反ごみの排出・分別をなくすよう地域で見回りを行いましょ。

事業者の役割の具体例

(1) 環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

■ 講習会や研修会への参加

⇒ 廃棄物関連の講習会や研修会へ参加しましょう。

■ 事業者責任を推進するための取り組み

⇒ エコ・リサイクル製品認定制度^{※1} 等々を利用し、地域と連携した環境保全活動に努めましょう。

(2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援

■ 紙類の資源化物の分別の徹底

⇒ ごみの分別徹底や資源物の自主回収システムを構築しましょう。

■ マイバック持参運動への協力

⇒ マイバック運動等に積極的に取り組みましょう。

⇒ レジ袋削減に向けてレジ袋の有料化を検討しましょう。

■ 販売店での簡易包装の推進

⇒ 過剰包装の自粛等に努めましょう。

■ エコアクション 21^{※2} や ISO14001^{※3} の取得

⇒ エコアクション 21 や ISO14001 の積極的な取得に努めましょう。

■ 食品ロスの削減

⇒ フードバンク^{※4} の活用について検討しましょう。

(3) 店頭回収等、リサイクルへの協力

■ 店頭回収の実施

⇒ 市民の主体的な資源化を促進するため、資源物の店頭回収について検討しましょう。

■ 再使用可能な容器を使った商品の販売

⇒ 商品が再生しやすいよう工夫するなど、再生した商品などを積極的にPRしましょう。

■ 食品残渣の資源化

⇒ 事業所から発生する生ごみの堆肥化等の自家処理に努めましょう。

※1 廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、県内で生じた廃棄物等を利用し製造された優良な製品を福島県が認定し、利用を促進する制度。

※2 事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組み作り、取り組みを行い、継続的に改善し、結果を社会に公表するための方法を環境省が策定したガイドライン。

※3 国際標準化機構（ISO）によって制定された「環境マネジメントに関する国際規格」。

※4 包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄付を受け必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動

行政の役割の具体例

重点施策 1

(1) 生ごみの減量・資源化への対応

■ 生ごみの減量・資源化の推進

- ⇒ 生ごみ処理容器の無償貸与事業を継続します。
- ⇒ 3Rフェスティバルのイベントとして「生ごみ減量・減るしいレシピ」コンクールを継続していきます。

(2) 減量行動の推進

■ 啓発活動と情報提供の充実

- ⇒ 「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識を図るため3Rフェスティバルを継続していきます。

(3) 分別の徹底

■ 分別排出の推進

- ⇒ ごみの日カレンダーや市ウェブサイト分別方法を掲載し、資源物の分別の徹底を図ります。

重点施策 2

(1) 環境に配慮した経営・環境マネジメントの促進

■ 意見交換の場づくり

- ⇒ 各種商工団体等を活用し、ごみにならない商品開発や販売方法、グリーン購入の促進、環境マネジメント等に関する課題について意見交換し、事業者、市民へ周知していきます。

(2) 事業者による分別強化と優良な環境行動への支援

■ 紙類の資源化拡大

- ⇒ 事業系ごみのうち、大きな割合を占める紙類の資源化を推進するため、事業者による分別徹底の推進を図ります。また、資源化可能かどうか判断が難しい古紙については「ごみの減量とリサイクルの手引き」を配布し古紙の資源化しやすい環境づくりを推進いたします。

■ 優良事業者の評価制度

- ⇒ ごみ減量や資源化に積極的に取り組む事業者を把握し表彰など、成果を評価するシステムを構築していきます。

(3) 店頭回収等、リサイクルへの協力

■ 店頭回収の推進

- ⇒ 情報提供等を行い、事業者の自主回収システムを支援していきます。

■ グリーン購入の推奨

- ⇒ 事業者に対しグリーン購入品の使用を推奨していきます。

行政の役割の具体例

重点施策 3

(1) 市民の意識高揚と減量行動の推進

■ 啓発活動と情報提供の充実

- ⇒ ごみの日カレンダーや市ウェブサイト等で分別方法を掲載し、資源物の分別の徹底を図ります。
- ⇒ 「ごみの減量とリサイクル」「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識を図るため3Rフェスティバルを継続します。

■ 環境学習の推進

- ⇒ ごみに対する理解と協力を求めるため、環境講座や出前講座の充実を図ります。
- ⇒ 市内の全小学校4年生を対象に社会科の授業の資料として配布しているごみ減量とリサイクルをテーマとした冊子の配布を継続いたします。
- ⇒ 町内会・自治会・地域団体等が主体的に開催する研修や講習の場へ職員を派遣し環境浄化の推進に努めます。

★ 推進体制の構築

- ⇒ 町内会や自治会役員等と協力しながら、ごみ出しルールの説明や指導を図ってまいります。
- ⇒ 各地域の環境浄化推進委員と連携を図りながらごみの分別・減量に努めます。

■ 行動への支援

- ⇒ 優良な活動を行う団体や個人を顕彰できるよう実態の把握に努めます。
- ⇒ 集団資源回収を行っている団体に対し資源回収推進報奨金制度を継続いたします。

★ 生活系ごみの適正負担の推進

- ⇒ ごみ排出量の抑制と排出量による公平な費用負担を図るため、他市の動向及び実施状況等の調査を行い継続して検討いたします。
- ⇒ 事業者と協働で開催している3Rフェスティバル等のイベントを継続いたします。

(2) 事業者の意識啓発の推進

■ 情報提供の充実

- ⇒ 事業者向けに、市のウェブサイトにて3Rに関する仕組みや意義等について掲載いたします。

■ 環境学習、教育の推進

- ⇒ 事業者と協働で開催している3Rフェスティバル等のイベントを継続いたします。

★ 本計画における優先的事項。

行政の役割の具体例

重点施策 3

(3) 事業系ごみの減量化施策

- **分別の徹底を指導**
⇒ 事業者向けの冊子「ごみの減量とリサイクルの手引き」の見直しを図り、引き続き周知していきます。
- **事業系ごみの適正負担の推進**
⇒ 他市の状況や民間施設の状況を調査し、ごみ処理手数料の見直しを検討いたします。
- **古紙リサイクル排出の推進**
⇒ 商工団体等と連携・協力し中小事業者を対象とした資源物の回収ルート確保を図り、事業系ごみのリサイクルを推進いたします。
- **優良事例を紹介する仕組みづくり**
⇒ ごみの発生抑制等に貢献している事業者の把握に努め、市ウェブサイト等にて活動内容を広く紹介していきます。
- **あわせ産廃の見直し**
⇒ 他市の状況等を調査し、あわせ産廃の受け入れ等についての見直しを検討いたします。



行政の役割の具体例

重点施策 4

(1) 収集・処理体制の向上

■ 収集サービスの向上

⇒ 収集業務の委託業者に対して、研修会等の実施に努めます。

■ ごみ適正処理の推進

⇒ 市のウェブサイトや「家庭ごみの分け方と出し方」の冊子による啓蒙を推進し、ごみの適正処理に努めます。

(2) 3R推進の向上

■ 各種団体との連携

⇒ 3R活動の定着と推進を図る役割を担う各種団体と連携をとり、市民の自発的な活動を支援していきます。

■ 優良活動の評価体制づくり

⇒ 発生抑制、再使用、再生利用について先導的かつ優良な取り組みを進めている市民や事業者の活動を客観的に評価する体制づくりに努めます。

(3) 計画的な中間処理施設・最終処分場の運営

■ 施設の適正維持管理

⇒ 燃えないごみを破碎処理して減容化することで埋立地の延命化を図ります。

■ 熱回収の効果的利用促進

⇒ 現在、ごみの焼却熱を利用した発電を行い、クリーンセンター内での自家消費と余剰電力の売電をしていますが、売電先や余熱利用方法について再度検討していきます。

■ 最終処分場の整備、運営の充実

⇒ 長期的に安定したごみ処理を行うため、最終処分場の拡張を行っていきます。

■ 焼却残渣の資源化の検討

⇒ 最終処分場のさらなる延命化に向け、焼却ごみの減量等による焼却灰の発生抑制と発生した焼却灰のリサイクルについて検討いたします。

(4) 環境に配慮した運営管理体制の確立

■ 処理施設の監視体制の充実

⇒ 各施設において、排出基準を満たしており引き続き適正な管理に努めます。

⇒ 維持管理情報を継続してウェブサイトに公開していきます。

★ 環境対策に必用な施設整備の検討

⇒ 焼却灰を減容化し、路盤材などのリサイクルにもつながる施設の整備について調査していきます。

★ 本計画における優先的事項。

行政の役割の具体例

重点施策 5

(1) 不適正処理への指導、監視

■ 市民及び事業者への指導、監視

- ⇒ 違反事業者に対して引き続き、廃棄物の適正処理について直接指導していきます。
- ⇒ 市民に対してごみ出しルール対話集会やごみ集積所立会い指導事業を継続していきます。

(2) 不法投棄対策

■ 監視活動の強化

- ⇒ 不法投棄監視員による監視活動を継続していきます。
- ⇒ 各種団体と協定を結び不法投棄情報の早期把握に努めます。

(3) 野外焼却（野焼き）に対する啓発・監視

■ パトロールの実施

- ⇒ 啓発・監視などにより、野外焼却をしない環境づくりを一層進めていきます。

(4) 新技術の調査・検討

■ 最新情報の把握

- ⇒ 常に最新情報を把握しごみ処理技術の調査を進めていきます。

■ 新たなりサイクルの調査、検討

- ⇒ 現在焼却処分されている木くずや生ごみについて有効なりサイクル方法について調査していきます。

郡山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要版）

2018年4月

発行/ 郡山市 編集/ 郡山市生活環境部清掃課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

TEL : 024-924-2181 FAX : 024-935-6790 E-mail : seisou@city.koriyama.fukushima.jp

公式Web : <https://www.city.koriyama.fukushima.jp>